

令和3年度

## 海老名市消防運営審議会



消防署西分署(令和3年4月開署)

日時 令和3年11月26日(金)  
午後1時30分から  
場所 消防署西分署 高機能訓練室

海老名市消防本部

# 令和3年度 海老名市消防運営審議会 次第

期 日 令和3年11月26日（金）

時 間 午後1時30分から

場 所 消防署西分署 高機能訓練室

1 開 会

2 消防長あいさつ

3 自己紹介

4 役員選出

5 会長あいさつ

6 諮問事項 「消防団員の報酬等の改正について」

7 報告事項

(1) 消防総務課

消防署西分署運用開始に伴う効果について

消防署南分署整備事業について

(2) 予防課

予防課の事業報告について

(3) 警防課

消防本部における新型コロナウイルス感染症傷病者対応について

救急救命士による市民へのワクチン接種について

新規高規格救急自動車の購入について

(4) 消防署（管理課・警備課）

管理課・警備課の事業報告について

8 その他

9 閉 会

※会議終了後、西分署庁舎の見学を実施いたします。

# 海老名市消防運営審議会委員名簿

令和3年8月1日現在

氏名	住所	選出区分	役職名	任期
折本 清和	海老名市国分寺台	自治連		自 R 3. 8.1 至 R 5. 7.31
木内 修	海老名市杉久保北	学識経験者		自 R 3. 8.1 至 R 5. 7.31
樋口 孝利	海老名市上郷	学識経験者		自 R 3. 8.1 至 R 5. 7.31
鹿子畑 美智子	海老名市国分北	学識経験者		自 R 3. 8.1 至 R 5. 7.31
遠藤 治夫	海老名市杉久保南	市民公募		自 R 3. 8.1 至 R 5. 7.31
勝田 暎子	海老名市上今泉	市民公募		自 R 3. 8.1 至 R 5. 7.31
塩脇 憲一	海老名市下今泉	消防団長		自 R 3. 8.1 至 R 5. 7.31
高堰 徹	海老名市大谷北	消防副団長		自 R 3. 8.1 至 R 5. 7.31

海老名市消防運営審議会 消防本部出席者名簿

役 職	氏 名	備 考
消防長	青 木 利 行	
消防本部 消防次長（消防本部担当）	大 野 公 彦	
消防本部 参事兼消防総務課長	河 井 務	
消防総務課 地域消防担当課長兼係長	菊 池 徹	
消防総務課 主幹兼庶務係長	藤 本 勝 雄	
警防課長	佐 藤 幸 博	
警防課 主幹兼警防係長	石 渡 宏 典	
警防課 救急救命係長	瀬 戸 嘉 彦	
消防本部 参事兼予防課長	池 田 肇	
予防課 予防査察担当課長	柳 田 芳 朗	
予防課 予防査察係長	諸 星 智 章	
予防課 主幹兼危険物指導係長	塩 川 和 明	
消防本部 次長（消防署担当） 兼消防署長	村 上 順 一	
消防本部 参事兼消防署管理課長	柏 木 心 和	
消防署管理課 主幹兼管理係長	大 石 仁	
消防本部 参事兼副署長 兼消防署第1警備課長	海 塩 明 宏	
消防総務課 庶務係 主任主事	羽 原 俊 也	事務局
消防総務課 庶務係 主事	吉 野 恵	事務局

# 諮 問 書



令和3年10月25日

海老名市消防運営審議会  
委員各位

海 老 名 市 長 内 野 優



消防行政の運営に関する重要事項について、消防運営審議会条例に基づき、貴審査会の御意見をいただきたく、次のとおり諮問します。

事務担当課	消防総務課	関係課	消防総務課								
諮問事項	消防団員の報酬等の改正について										
諮問内容	<p>全国の消防団員の減少が危機的な状況となっていることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」が開催され、消防庁長官から消防団の処遇の改善に向けた必要な措置と取り組むべき事項が示されました。このことを受け、消防団員の災害（火災・風水害等）出動手当を「非常勤消防団員の報酬等の基準」で定められた1日当たり8,000円に見直し、費用弁償としていたすべての出動手当（災害・警戒・訓練）を出動に応じた報酬制度である出動報酬に改めたいものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">現 行</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支出科目：費用弁償</td> <td style="text-align: center;">支出科目：出動報酬</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害（火災・風水害等） 1回 3,000円（3時間未満） 1回 4,000円（3時間以上）</td> <td style="text-align: center;">災害（火災・風水害等） 1日 8,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒 1回 3,000円 訓練 1回 2,500円</td> <td style="text-align: center;">警戒 1日 3,000円 訓練 1日 2,500円</td> </tr> </tbody> </table>			現 行	改正案	支出科目：費用弁償	支出科目：出動報酬	災害（火災・風水害等） 1回 3,000円（3時間未満） 1回 4,000円（3時間以上）	災害（火災・風水害等） 1日 8,000円	警戒 1回 3,000円 訓練 1回 2,500円	警戒 1日 3,000円 訓練 1日 2,500円
現 行	改正案										
支出科目：費用弁償	支出科目：出動報酬										
災害（火災・風水害等） 1回 3,000円（3時間未満） 1回 4,000円（3時間以上）	災害（火災・風水害等） 1日 8,000円										
警戒 1回 3,000円 訓練 1回 2,500円	警戒 1日 3,000円 訓練 1日 2,500円										

## 消防団員の報酬等の改正について

総務省消防庁では、全国の消防団員の減少が危機的な状況となっていることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、消防庁長官から[消防団の処遇の改善に向けた必要な措置]と[取り組むべき事項]が示されました。

このことを受け、①費用弁償としていたすべての出動手当（災害・警戒・訓練）を出動に応じた報酬制度である出動報酬に改め、②消防団員の災害（火災・風水害等）出動手当の額を「非常勤消防団員の報酬等の基準」で定められた1日当たり8,000円に見直したいものです。

### ○「非常勤消防団員の報酬等の基準」主な内容（出動報酬関係）

#### 1 諮問事項

##### ①出動報酬

- ・出動手当を見直し、出動に応じた報酬制度（出動報酬）を創設すること。

##### ②出動報酬の額

- ・災害に関する出動報酬は、1日当たり8,000円を標準的な額とすること。
- ・災害以外の出動報酬は、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額とすること。

#### 2 その他

##### ①出動手当の支給方法

- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

##### ②市町村における対応

- ・消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を令和4年度当初から実施すべきであること。

#### 改正（案）新旧対照表

現行	改正案
支出科目：費用弁償	支出科目：出動報酬
災害(火災・風水害等) 1回 3,000円(3時間未満) 1回 4,000円(3時間以上)	災害(火災・風水害等) 1日8,000円
警戒 1回 3,000円 訓練 1回 2,500円	警戒 1日 3,000円 訓練 1日 2,500円

※消防団の建物火災出場区分は、団員の負担軽減と西分署が開署したことに伴い令和3年度から3隊出動から管轄区域のみの1隊出動に変更しました。

## ○「非常勤消防団員の報酬等の基準」の詳細（出動報酬関係）

### 1 出動報酬の創設について

現在、地方公共団体によって消防団の出動手当の額にはばらつきがあり、その大きな原因の一つが、消防庁が示した条例（例）において、出動手当を費用弁償（旅費等の実費）として位置づけていることが検討会の調査で分かりました。

災害が激甚化・多様化する中で、出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないことと、大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に同じ災害に出動しているにも関わらず市町村によって出動手当の額が異なることから、出動手当についてはこれを見直し、出動に応じた報酬制度を創設することとなりました。

### 2 出動報酬の額について

#### 1) 災害（火災・風水害等）

・災害（火災・風水害等）については、災害の規模等により1回当たりの出動時間は異なるものの、①警戒・訓練に比較して活動時間が長くなるケースがあること、②事前に活動時間を予測することが難しい面があること等を考慮して1日＝7時間45分を基本とし、1日当たり8,000円を標準的な額として定められました。

・消防団の核となる業務（災害）は、各市町村で大きく異なるものではないため、どの市町村でも一定水準の額が支払われるべきであるとして標準額が定められました。

・額の考え方としては、地方公務員法24条第2項の「均衡の原則」を参考に、類似の業務を行う国家公務員や地方公務員、民間労働者を参考にし、災害出動報酬の基準額は1日当たり8,000円と定められました。

※参考

予備自衛官の訓練招集手当	1日当たり	8,100円
最低賃金に7時間45分を乗じた額	全国平均	6,991円
	最低額	6,138円
	最高額	7,851円
消防団員の公務災害補償基礎額	最低額	8,900円
	最高額	14,200円

#### 2) 災害以外（警戒・訓練）

・災害以外の出動の態様は様々であることから、業務の負荷や活動時間を勘案して額を定めるとされました。具体的には、災害以外の出動（警戒・訓練）については、①活動時間が短いこと②予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時刻が事前にわかっていることが多い）③災害時の出動に比べて危険性が比較的低いこと等を勘案した上で、災害時の出動に対する出動報酬の額と均衡のとれた額を、各市町村で実態を踏まえ定めることとされました。

○ 今後の対応

- ・消防団員の報酬等の改正について消防運営審議会への諮問及び答申。
- ・消防団員の報酬等の改正について海老名市特別職報酬等審議会に諮る。
- ・「海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」及び「海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」の一部改正について令和4年第1回定例会に上程予定。



消 防 地 第 171 号  
令 和 3 年 4 月 13 日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 長 官

### 消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

### ① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

#### 【基準の内容】

#### 1. 報酬の種類

年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

#### 2. 報酬の額

○ 年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

○ 出勤報酬の額は、災害（水・火・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

#### 3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

#### 4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

### ② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。

○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。

○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。

○ 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること。

○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

市町村名	団員報酬(年額)								団員報酬加算 (特に表記のないものは年額)	出動手当 (特に表記のないものは1回あたり)						
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	団員改		災害	災害改	警戒	警戒改	訓練	訓練改	その他
横浜市	84,000	70,000	50,000	45,000	39,000	36,000	36,500	R3.4.1 改正	～H20.3なし	3,400	7,000	2,400	3,500	2,400	3,500	行事参加、教育・研修、防災指導、巡回警戒等2,400
川崎市	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	36,500	書記・自動車 1,000/月、ポンプ400/月	～2h 3,500 3h～ 7,000	8,000	台風等の特別警戒等 ～2h 3,500 3h～ 7,000 その他警戒3,500	市主催の訓練等 ～4h 3,500 4h～ 7,000 その他訓練3,500			
相模原市	127,000	115500(方面隊長) 89400(副方面隊長)	73,200	56,100	46,800	35,000	35,000	36,500		3,000	8,000	2500/日	3,000	2500/日	3,000	
横須賀市	113,000	91,000	68,000	55,000	42,000	37,000	35,000	36,500	機関員3,000/月 階級に庶務部長79,000/年	3,000	5,000～ 8,000	2,500		2,500		
平塚市	74,900	64,600	52,800	42,900	37,500	31,600	27,600	36,500		～3h 3,100 3h～ 4,600	3,100～ 8,000	～3h 1,600 3h～ 3,100		～3h 1,600 3h～ 3,100		～3h 1,600 3h～ 3,100
鎌倉市	79,800	66,600	51,600	42,000	36,600	32,400	31,200	36,500		～3h 2,800 3h～ 5,200	4,000～ 8,000	～3h 1,600 3h～ 2,700	3,000～ 4,000	～3h 1,600 3h～ 2,700	3,000～ 4,000	
藤沢市	79,600	65,200	53,500	44,300	37,800	33,200	36,500	R3.4.1 改正		1,700/h		1,700/h		1,400/h		
小田原市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500		機関員5,500、1台に付4人	～3h2,900 3h～4,300	4,000～ 8,000	2,300	3,500	2,300	3,500	
茅ヶ崎市	72,000	59,000	44000(本部分) 42000	38,500	36,000	33,500	32,000	36,500	自動車4,300	～3h 2,000 3h～ 3,600	1,000/h	～3h 2,000 3h～ 3,600		～3h 2,000 3h～ 3,600		
逗子市	76,000	61,000	44,000	39,000	34,000	32,000	31,000	36,500	機関員2,000/月	～8h 2,400 8h～ 4,800	8,000	2,400	4,000	2,400	4,000	
三浦市	107,500	86,000	64,000	52,500	43,000	41,500	37,500		自動車4,000、地区分団長5,000	3,000	3,000～ 8,000	2,500		2,500		2,500
秦野市	124,500	93,500	66,000	52,000	46,500	37,500	42,500	R3.4.1 改正	機関員11,500	2,700		2,600		2,600		研修等2,600
厚木市	115,000	100,500	80,500	54,500	49,500	40,500	39,500			～4h 3,400 4h～ 4,500	3,400～ 8,000	2,700	3,500	2,700	3,500	
大和市	127,000	101,000	82,000	57,000	51,000	44,500	41,500			2,500	4,000～ 8,000	1,800	3,000	1,800	3,000	
伊勢原市	127,900	98,500	74,000	57,600	51,300	44,900	43,000			2,700	4,000～ 8,000	2,000		2,000		
海老名市	151,100	115,000	83,600	56,400		46,500	41,200			～3h 3,000 3h～ 4,000	8,000	3,000		2,500		
座間市	171,600	141,800	124,200	104,900	98,200	94,500	89,400			～3h 1,800 3h～ 3,600	2,000～ 4,000～ 8,000	800	1,000	800	1,000	
南足柄市	184,600	132,400	85,900		63,600	52,400	41,200			1,300		1,300		860		
綾瀬市	154,500	114,300	90,200	77,500	60,200		48,800			2000 3h～4,000	8,000	2,000	3,000～ 3,500	2,000	3,000～ 3,500	機械器具点検2,000
葉山町	92,000	72,000	56,000	47,000	38,000	33,000	32,000	36,500	自動車23,000	2,700	4,000～ 8,000	2,700		2,700		年末年始加算2,000
寒川町	156,200	138,000	122,000	74,100	56,100	51,100	47,700			1,000	1,000/h	1,000	1,000/h	500	1,000/h	広報500
大磯町	157,900	92,900	53,400	40,400	37,900	35,500	33,000	36,500		3,100～ 4,600	4,000～ 8,000	1,600～ 3,100		1,600～ 3,100		
二宮町	135,000	90,000	49,000	40,000		33,000	33,000			3,000	4,000～ 8,000	1,500	3,000	1,500	3,000	
中井町	235,000	158,000	140,000	71,000		56,000	50,000		自動車20,000、小型車15,000、ポンプ10,000	700	4,000～ 8,000	700	2,000	700	3,000	
大井町	220,000	150,000	130,000	80,000			62,000		運転員1,550/月	1,000	1,000円/h	550	500円/h	550	500円/h	
松田町	239,700	155,700	130,800	84,000	72,000	56,100	49,800		機能別団員10,000/年	1,000	1,000円/h	1,000	1,000円/h	50,000/分団		年末警戒30,000 危険手当
山北町	220,000	140,000	104,000	69,000		50,000	47,000			1,000	8,000	1,000	4,000	1,000	4,000	
開成町	225,000	145,000	115,000	73,000		55,000	52,000			～4h2,100 4h～3,150		1,400		1,400		
箱根町	103,000	83,000	69,000	55,000	41,000	37,000	36,500	40,000		1,000	2,000～ 4,000～ 8,000	1,000	2,000	1,000	2,000	延25回まで
真鶴町	103,000	75,000	66,000	45,000	34,000	27,000	19,000	36,500		2,000	8,000	2,000		2,000		
湯河原町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	33,500	30,000	36,500	機能別団員10,000/年	2,000	4,000～ 8,000	2,000		2,000		会議・研修2,000
愛川町	340,000	214,000	136,000	128,000	119,000	73,000	64,000		機能別団員12,000/年	2,100		1,400		1,400		
清川村	144,000	108,000	87,000	81,000		51,000	45,000		機能別団員24,000/年	3,000	8,000	2,000	8,000	2,000	8,000	研修2,000

災害出動改正状況	8,000に改正		33市町村中		7
	8,000未満または条件付きで改正		33市町村中		21
	改正無し		33市町村中		5

※川崎・相模原・逗子・海老名・山北・真鶴・清川  
R3.10.11現在

## 海老名市消防団団員数の推移(定数228人)

年	実員数(人)	平均年齢(歳)	定員割れ	備考
令和3年	171	36.7	57	R3.11.1現在 179名
令和2年	176	36.5	52	
平成31年	181	36.2	47	
平成30年	183	35.8	45	
平成29年	191	35.8	37	
平成28年	190	35.5	38	
平成27年	189	35.0	39	
平成26年	195	35.3	33	
平成25年	199	35.0	29	
平成24年	196	34.1	32	
平成23年	192	33.5	36	
平成22年	193	33.5	35	
平成21年	198	33.3	30	9分団休止
平成20年	204	33.4	24	
平成19年	210	33.3	18	
平成18年	214	32.6	14	
平成17年	217	32.2	11	
平成16年	219	31.6	9	
平成15年	220	31.5	8	
平成14年	220	31.3	8	
平成13年	224	30.8	4	
平成12年	223	31.0	5	定員割
平成11年	228	30.8	0	
平成10年	228	30.7	0	
平成9年	228	30.9	0	
平成8年	228	30.7	0	
平成7年	228	30.7	0	
平成6年	228	30.1	0	
平成5年	226	31.3	2	
平成4年	228	30.9	0	
平成3年	222	30.8	6	
平成2年	223	30.7	5	
平成元年	224	30.5	4	

# 報 告 事 項

## (1) 消防総務課

「海老名市消防署西分署運用開始に伴う効果」について

「消防署南分署整備事業」について

## (2) 予防課

「予防課の事業報告」について

## (3) 警防課

「消防本部における新型コロナウイルス感染症傷病者対応」について

「救急救命士による市民へのワクチン接種」について

「新規高規格救急自動車の購入」について

## (4) 消防署（管理課・警備課）

「管理課・警備課の事業報告」について

## 消防署西分署運用開始に伴う効果について

消防署西分署は、海老名駅西口地区・駅間開発による商業施設の増加や高齢化の進展等により救急需要の増加、また、市域の中で現場到着に時間を要することが多い、上郷・下今泉地区への現場到着時間の短縮を図り、市内全域の消防力を強化することを目的に整備を進め、令和3年4月より運用を開始しました。

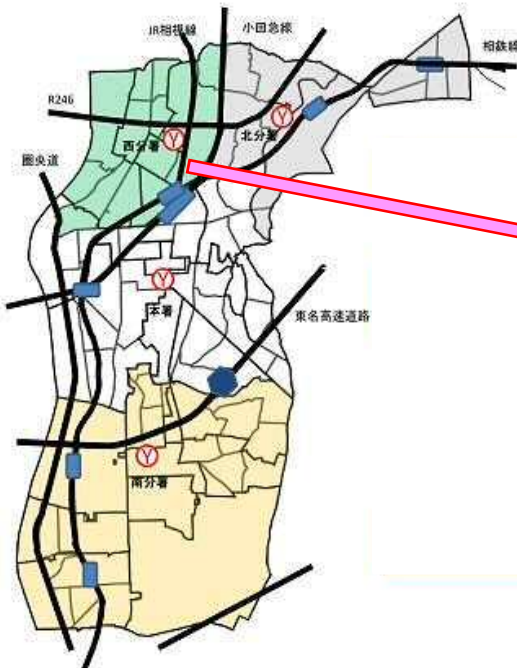
運用開始後の各災害の出動件数は以下のとおりであり、特に救急出動に関して、従前は本署及び北分署が担当していた区域が西分署の担当区域となったことで、現場到着時間の短縮が図られ、一刻を争う救急現場において大きな効果であると考えています。

### 1 西分署概要

名 称	海老名市消防署西分署	
所 在 地	海老名市上今泉2027番地の1	
構造・規模	鉄筋コンクリート造（RC造）	地上2階建
敷地面積	2,306.85㎡	
建築面積	818.82㎡	
延床面積	1,104.89㎡	
竣 工	令和2年12月28日	
運用開始	令和3年 4月 1日	
勤務体制	消防隊 4名 × 3交替	12名
	救急隊 3名 × 3交替	9名



市内管轄区域



西分署管轄地域



## 2 災害出動件数（救急出動除く）

令和3年4月1日～令和3年10月31日		西分署
災害種別		件数
火災	建物火災	3
	林野火災	0
	車両火災	0
	船舶火災	0
	航空機火災	0
	その他の火災	1
	管外応援	2
	<b>6</b>	
救助 ※救助隊が出動した件数のため、火災等（警戒、支援含む）の件数との重複あり	火災建物	1
	火災建物以外	0
	交通事故	1
	水難事故	0
	自然災害	1
	機械の事故	0
	建物等の事故	6
	ガス酸欠事故	0
	破裂事故	0
	その他の事故	2
	管外応援	0
		<b>11</b>
救急支援	CPA	12
	CPA疑い	7
	高エネルギー外傷	3
	搬送困難	2
	安全確保	10
	遅延	0
	Drヘリ等	0
	支援その他	1
	多数傷病者	0
	高速救急	0
		<b>35</b>
警戒	危険物漏洩	1
	緊急確認	1
	臭気漏洩	0
	火報吹鳴	9
	怪煙偵察	0
	風水害	2
	警戒その他	0
	<b>13</b>	
調査	揚煙行為	4
	事後聞知	1
	ダム放流	0
	河川調査	1
	調査その他	6
	<b>12</b>	



【西分署 水槽付消防ポンプ自動車】



【西分署 高規格救急車】

- 各種災害について西分署の運用開始により、火災、救助、救急支援出動など緊急を要する事案について、早い現場到着により有効な災害対応が可能となりました。

### 3 各地区への出動件数及び現場到着時間

西分署運用開始に伴う救急事案の出動件数及び現場到着時間短縮の効果								
西分署担当区域	時間 件数	運用開始後 令和3年3月31日17時15分～ 令和3年10月31日まで				運用開始前 令和2年1月1日～ 令和2年12月31日まで		
		西分署	本署	北分署	南分署	本署から 西分署管内 (R2年中)	北分署から 西分署管内 (R2年中)	南分署から 西分署管内 (R2年中)
めぐみ町 (小田急・相鉄 海老名駅除く)	所要時間	8.4	7.6	12		6.1	10.2	
	件数	20	12	1	0	105	5	0
扇町	所要時間	5.9	14		16	8.5	10.6	12
	件数	45	10	0	1	98	3	3
泉1丁目	所要時間	5.4	9.2			9.1	10	
	件数	5	5	0	0	11	1	0
泉2丁目	所要時間	5.9		10.3		9.2	10.6	
	件数	26	0	3	0	37	3	0
上郷	所要時間	7.1				7		
	件数	7	0	0	0	4	0	0
上郷1丁目	所要時間	7.6	9.6		11	8.4	8.8	9
	件数	39	3	0	1	77	5	2
上郷2丁目	所要時間					10		
	件数	0	0	0	0	2	0	0
上郷3丁目	所要時間	8.5	9	11		10.4	8	
	件数	15	1	1	0	31	1	0
上郷4丁目	所要時間	9.5		13		13.5	10	
	件数	12	0	2	0	2	4	0
下今泉	所要時間	7						
	件数	1	0	0	0	0	0	0
下今泉1丁目	所要時間	8.3	9.5	10		10.3	9.6	
	件数	25	4	1	0	35	3	0
下今泉2丁目	所要時間	7.7				11	9	10
	件数	23	0	0	0	3	27	1
下今泉3丁目	所要時間	7.2	13			11.2	9.5	
	件数	5	1	0	0	4	8	0
下今泉4丁目	所要時間	7.9	10	9.4		10.5	8.9	7
	件数	20	2	5	0	4	16	1
下今泉5丁目	所要時間	6.9	13	18	11	9.5	7.3	
	件数	8	1	1	1	2	6	0
上今泉	所要時間	6.7		7		10.1	9.5	
	件数	7	0	1	0	6	5	0
上今泉2丁目	所要時間	7.2	11.5	10.7		10.7	8.3	
	件数	27	2	4	0	9	41	0
上今泉3丁目	所要時間	7.2	10.6	9	21	10.2	8	
	件数	29	3	3	1	8	54	0
国分北1丁目	所要時間	8.9	9.7	9.6		8.7	10.2	11
	件数	55	4	3	0	94	5	1
河原口3丁目	所要時間	9.3	9.3		15	8.2		
	件数	26	3	0	1	36	0	0
管外出動	件数	117						
市外出動	件数	47						
平均時間	所要時間	7.41	10.56	10.91	14.75	9.69	9.29	9.8
合計件数	件数	395	51	25	5	568	187	8

- 出動から現場到着までの時間の短縮は、迅速な災害対応のために非常に重要な要因であり、市民の皆さまの大切な命を守るために必要不可欠な要素となります。緑色の地区は、従前の出動体制よりも現場到着時間の短縮が図られている地区であり、ほとんどの地区で効果が認められ大変有効であったと考えています。ただ、現場到着に時間を要している地区もあるため継続的な検証を行い、より有用な出動体制となるよう見直しも視野に入れ検討してまいります。



#### 4 救急出動件数の比較

	令和2年					令和3年						前年比較
	本署第1	本署第2	北分署	南分署	計	本署第1	本署第2	北分署	南分署	西分署	計	
1月	161	163	175	120	619	147	148	158	114		567	-52
累計	161	163	175	120	619	147	148	158	114	0	567	-52
2月	162	159	143	121	585	129	127	141	95		492	-93
累計	323	322	318	241	1204	276	275	299	209	0	1059	-145
3月	136	132	151	98	517	143	141	148	93	0	525	8
累計	459	454	469	339	1721	419	416	447	302	0	1584	-137
4月	108	104	126	82	420	108	107	140	96	81	532	112
累計	567	558	595	421	2141	527	523	587	398	81	2116	-25
5月	106	105	152	105	468	119	115	139	73	89	535	67
累計	673	663	747	526	2609	646	638	726	471	170	2651	42
6月	136	131	136	89	492	126	126	145	110	70	577	85
累計	809	794	883	615	3101	772	764	871	581	240	3228	127
7月	135	141	142	81	499	132	131	147	113	86	609	110
累計	944	935	1025	696	3600	904	895	1018	694	326	3837	237
8月	152	151	182	111	596	141	144	180	110	120	695	99
累計	1096	1086	1207	807	4196	1045	1039	1198	804	446	4532	336
9月	129	137	135	106	507	109	100	112	114	80	515	8
累計	1225	1223	1342	913	4703	1154	1139	1310	918	526	5047	344
10月	150	144	159	98	551	121	134	159	109	79	602	51
累計	1375	1367	1501	1011	5254	1275	1273	1469	1027	605	5649	395
11月	148	139	157	116	560							
累計	1523	1506	1658	1127	5814							
12月	150	147	149	106	552							
累計	1673	1653	1807	1233	6366							
合計	1673	1653	1807	1233	6366	1275	1273	1469	1027	605	5649	-717
出動割合	26%	26%	28%	19%	100%	23%	23%	26%	18%	11%	100%	100%

#### 【令和2年4月から10月末までの内訳】

- \* 本署 救急1 916件 (26%)
- 救急2 913件 (26%)
- \* 北分署 1,032件 (29%)
- \* 南分署 672件 (19%)
- \* 西分署

#### 【令和3年4月から10月までの内訳】

- 856件 (21%)
- 857件 (21%)
- 1,022件 (25%)
- 725件 (18%)
- 605件 (15%)

- 西分署が運用を開始した4月～10月末までの全救急出動件数に対する西分署の出動割合は約15%となり、当初見込んでいた割合より若干低くなっております。これは、まだ運用期間が短く、コロナ禍による特殊な状況により人流が抑えられていることなどが要因であると考えられます。
- 今後、日常生活に戻ることが予想され、更に開発が進むことで出動件数は増加するものと考えております。
- また、今まで各署所の出動件数の偏りから生じていた職員への負担についても、出動件数の平準化により軽減が図れるものと期待されます。

## 5 訓練実施状況及び訓練施設



【高機能訓練室】



【放水壁】



【採水口・連結送水管送水口】



【連結送水管送水準備作業】



【連結送水管送水状況】



【上階放水口より放水】

- 西分署は、職員の災害対応能力の向上を目的に、庁舎内には天候に左右されることなく人命救出訓練ができる高機能訓練室や、敷地には高層建物の消火活動に必須となる訓練用の連結送水管設備、消火栓、防火水槽や放水壁など様々な訓練施設を設けています。

これらの訓練施設を活用し経験の浅い職員の育成はもとより、ベテラン職員もあらゆる災害に迅速に対応できるよう訓練を実施し、総合的な消防力の向上に繋がっているものと感じております。

今後も多くの訓練を実施し、更なる消防力の向上に努めていきます。

## 消防署南分署整備事業について

南分署は昭和59年の運用開始から37年が経過しており、経年による様々な不具合が発生しています。また、女性エリアがないことから女性職員が当直できないなど業務全体に支障をきたしています。

これらの改善を図り、消防業務の拠点として、将来、本格的に訪れるであろう人口減少社会、超高齢化社会、また社会情勢の変化などに対応していくために、「海老名市が将来目指す姿や、描くまちづくり」に沿いながら、甚大化する災害等にも確実に対応し、「市民が安心して暮らせる災害に強いまち」の実現に向け、今年度より移転建替えによる整備事業を開始しました。

## 【事業概要】

- |   |           |  |               |
|---|-----------|--|---------------|
| 1 | 取得用地      | 海老名市社家五丁目676番1 (896㎡)<br>海老名市社家五丁目679番1 (897㎡) | } 令和3年度中に取得予定 |
| 2 | 敷地面積      | 1793㎡  |               |
| 3 | 建物規模      | 延床面積1000㎡程度 (予定)                               |               |
| 4 | 建物構造      | 鉄筋コンクリート造2階建 (予定)                              |               |
| 5 | 配置車両 (予定) |  |               |
|   | (1)       | 消防ポンプ車   | 1台            |
|   | (2)       | 高規格救急車   | 1台            |

## 【事業計画】

令和3年度	用地取得
令和4年度	基本設計・実施設計
令和5・6年度	建設工事
令和7年4月	開署予定



## 予防課の事業報告

### ○ 予防課の組織変更について

昨年までは、「審査係」と「査察係」で業務に当たっていましたが、防火対象物等の設置指導と危険物規制事務に係る指導では、専門性及び事務手続きに大きな違いがあることから、担当職員の負担が大きく十分な指導が行えない場合が生じたため、今年度から予防課内を「予防査察係」と「危険物指導係」に再編しました。

予防査察係は、防火対象物の消防設備等の設置指導及び立入検査の実施、危険物指導係は、危険物規制事務に係る指導及び危険物施設への立入検査を主な業務としています。再編により、効率的業務ができていると考えております。

引き続き、防火対象物及び危険物施設への指導とともに、災害の発生を未然に防ぐため火災予防の啓発・広報活動を行います。

### ○ 消防訓練指導会及び屋内消火栓設備訓練指導会の開催

火災発生時に、被害を最小限に抑えるため、今年度、新たに消防訓練指導会を創設し、防火管理に携わる方を対象に、事業所に設置されている消防用設備等への理解の深化並びに消火、通報及び避難など火災発生時の初期対応の重要性を学び、防火管理者を中心とした効果的な消防訓練の実施につなげることを目的として実施しました。

また、例年通り市内の屋内消火栓設備を有する公共施設や事業所等を対象に、屋内消火栓設備訓練指導会を開催し、操作方法の習熟を図るとともに、防火に関する講習を受講することで防火・防災意識の向上を図り、火災予防に寄与することを目的として実施しました。

#### 1 消防訓練指導会

- (1) 日時 令和3年10月5日(火)
- (2) 場所 海老名市消防本部及び催事広場
- (3) 内容 講習(座学)及び実技訓練(消火器の取扱い、煙体験ハウス利用の避難訓練)
- (4) 参加 17名 民営の福祉施設等(デイサービス、老人ホーム、保育園・幼稚園)



【消火器を使用しての消火訓練】



【煙体験ハウスにて避難訓練】

## 2 屋内消火栓設備訓練指導会

- (1) 日時 令和3年10月20日(水)・21日(木)
- (2) 場所 海老名市消防署南分署
- (3) 内容 講習(座学)及び屋内消火栓を使用した操作実技訓練
- (4) 参加 100名 屋内消火栓設備を有する公共施設や事業所等



【屋内消火栓を使用した操作実技訓練】

### ○ 防火協力団体（女性防火推進員及び少年消防クラブ）の活動

女性防火推進員は、家庭や地域への防災思想の普及を図ること。少年消防クラブは、将来の地域防災を担う人材を育成することによって、安全・安心なまちづくりを目指します。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から計画的な活動が制限されましたが、以下のとおり活動を行いました。

#### 女性防火推進員

##### 1 研修視察

- (1) 日時 令和3年7月13日(火)
- (2) 場所 神奈川県総合防災センター（神奈川県厚木市下津古久280）
- (3) 内容 施設見学と災害体験
- (4) 参加 34名



【消火訓練体験】



【避難訓練体験】

## 2 主な年間事業

- ・研修視察      ・防火防災座談会      ・普通救命講習・消火訓練等
- ・消防出初式における啓発活動
- ・えびな安全・安心フェスティバルにおける啓発活動
- ・秋季・春季火災予防運動啓発活動      ・自主防災・避難所開設訓練への参加

### 少年消防クラブ

#### 1 結索・降下訓練・渡過訓練

- (1) 日時      令和3年10月23日（土）
- (2) 場所      消防署南分署
- (3) 内容      ・結索      ・降下訓練      ・渡過訓練の実施
- (4) 参加      34名



【降下訓練】



【渡過訓練】

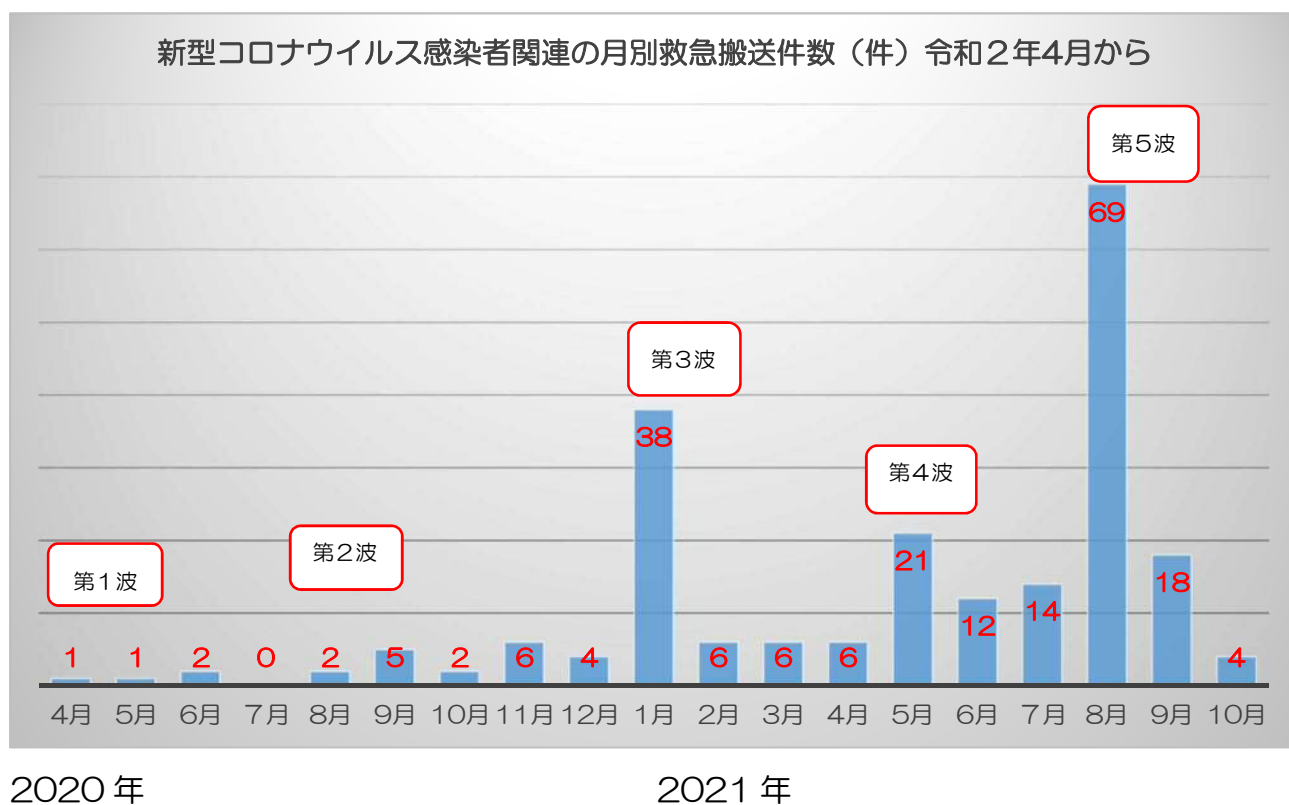
## 2 主な年間事業

- ・各種訓練体験      ・海老名市消防操法大会エキシビションでの参加
- ・課外活動（宿泊体験）      ・秋季火災予防運動における啓発活動
- ・消防出初式への参加      ・赤十字救急法競技会参加

# 1 新型コロナウイルス感染症傷病者搬送状況について

昨年1月に新型コロナウイルス感染症の陽性者が国内で初めて確認されて以降、海老名市救急隊が対応した新型コロナウイルス感染症関連の救急事案は、令和3年10月31日現在で217件、搬送人数は223名となっております。

国内での流行の波と、海老名市内での搬送状況はほぼ一致しています。



## 2 搬送用アイソレーターの購入について

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、消防本部では二次的な感染防止対策として傷病者搬送用アイソレーター1台を購入しました。

搬送用アイソレーターとは、感染症の傷病者を搬送する際に、同乗する家族や救急隊員の二次感染を防ぐためのカプセル型の搬送用器具で、感染者の呼気や咳などの飛沫に含まれる感染源を外に排出させないため、特殊なフィルターと殺菌装置を介してカプセル内の空気を排出することにより、二次感染防止を図るための搬送用器具です。

また海老名市内には、新型コロナウイルス感染症の中等症患者を受け入れる重点医療機関に海老名総合病院が指定されたことから、この搬送用アイソレーターは本署にある予備救急車に常設し、重症化した入院患者を高度医療機関に搬送しなければならない事案に使用しています。

搬送用アイソレーターは、令和2年8月17日（月）から運用を開始し、令和3年10月末まで93件の新型コロナウイルス感染症の救急事案で使用しました。また、購入金額は147万4千円（内、国の補助が73万7千円）となっております。

### 搬送用アイソレーター設置状況（救急車内）



また、通常救急出動している救急隊の感染防止対策として、救急車内に収納可能な小さく折り畳むことができる、簡易型の搬送用アイソレーターを令和3年度の補正予算に要求させていただき全救急隊に配備し、現場到着後に感染が明らかになった場合や、感染が疑われる場合などにも対応できるよう対策をしております。



### 3 救急救命士による市民へのワクチン接種について

消防本部では、国による臨床検査技師と救急救命士によるワクチン接種を特例で認める方針と、それに伴う研修内容の詳細が示されたことを受け、速やかな海老名市民へのワクチン接種を進め感染の収束を図るため、海老名市医師会の協力を得て、消防本部所属の救急救命士に対しワクチン接種を行うための研修を受講させ、令和3年7月1日に内野市長から保健福祉部との併任辞令を受け、同日より全国で初となる救急救命士によるワクチン接種に、消防署長以下42名の救急救命士が従事しています。

ワクチン接種実施市民延べ人数 16,013名（令和3年11月14日現在）

\*全国で救急救命士がワクチン接種を行っている消防本部は、海老名市を含め7消防本部です。



### 4 新規高規格救急自動車の購入について

消防本部では、令和3年4月の消防署西分署開署に伴い、救急隊1隊を増隊したことから、高規格救急自動車を1台購入しました。

- 1 運用開始日 令和3年4月1日（木）（初出動4月1日9時3分）
- 2 購入価格 4,229万5千円（車両本体・資器材合計）
- 3 新装備 大型散光式赤色警光灯

赤信号の交差点を通過する際など、周囲に存在をより強く知らせる必要がある時は激しく点滅させ、住宅街で救急自動車に傷病者を乗せる時などは点滅を抑えるなど、状況に応じて発光パターンを切り替えることができる新しい装備です。



## 管理課・警備課の事業報告

## ○ 災害出動件数

	火 災	救 急	救 助	救 急 支 援
平成30年	21件	7,294件	73件	497件
令和元年	23件	7,413件	102件	458件
令和2年	27件	6,366件	92件	465件
令和3年	33件	5,649件	92件	417件

※令和3年は10月31日までの件数を計上

## ○ 消防署で実施している主な訓練

消防署では、隊員育成のため、年間を通して、さまざまな訓練等を計画し、隊員のスキルアップを図り災害に備えています。

訓 練 項 目	訓 練 実 施 場 所
合同訓練（火災防ぎょ）	南分署訓練場
暑熱順化対応訓練	南分署訓練場
交通救助対応訓練	南分署訓練場
特殊災害対応訓練	南分署訓練場
水難救助訓練	神奈川県消防学校・北部公園体育館・社家相模川河川敷
低所救出訓練	西分署高機能訓練施設
川崎市消防局航空隊合同救助訓練	南分署訓練場（ヘリポート）
JR合同訓練（人身事故対応訓練）	茅ヶ崎運輸区構内
NEXCO中日本合同訓練	海老名南JCT



特殊災害対応訓練



水難救助訓練



低所救出訓練



川崎市消防局航空隊合同救助訓練

### ○ 低所救出訓練

令和3年4月に運用開始となった西分署内に設置された高機能訓練施設を使用して低所救出訓練を実施しました。この高機能訓練施設は、多種多様化する災害に対応するための施設で、今後もこの訓練施設を使用し、有意義な訓練を行っていきたいと思います。



JR合同訓練（人身事故対応訓練）



NEXCO中日本合同訓練

### ○ 合同訓練

茅ヶ崎運輸区構内で、人身事故発生時に消防職員とJR職員間の連携を図ることを目的として合同訓練を実施しました。

また、NEXCO中日本高速管理隊と高速道路上で発生する災害への対応訓練として高速道路上で車両火災が発生した想定で連携訓練を実施しました。今後も、関係機関との連携強化を図るため継続的に訓練を実施し、市民の安心・安全を守ります。

# 海老名市消防運営審議会条例

昭和 49 年 10 月 4 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、海老名市消防運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて消防行政の運営に関する重要事項を調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人で組織する。

2 委員は、知識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。